

# 中国反不正競争法(2025年改正)に関する 留意点

(2026年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

貿易投資相談課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地法律事務所北京市高朋律師事務所にて作成委託し、2026年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび北京市高朋律師事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび北京市高朋律師事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

E-mail : PCB@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail : scb-support@jetro.go.jp

**JETRO**

## 目次

一、改正の背景と目的

二、主要条項の改正および企業対応の注意すべき点の解説

(一) 混同行為の規定を拡充

(二) 収賄行為の規制強化

(三) 不正な懸賞付販売に該当する規定を拡充

(四) 不正なデータ収集行為の規制強化

(五) プラットフォームにおける経営行為の規制強化

(六) 大企業による優越的地位の濫用行為の禁止

(七) 不正競争行為への監督措置の強化

(八) 一部の罰則措置の調整

(九) 域外適用効力の明示

三、終わりに

# 中国反不正競争法(2025年改正)に関する留意点

## 一、改正の背景と目的

『反不正競争法』は1993年に公布され、その後、2017年、2019年、2025年の三度にわたる重要な改正が行われた。各改正は時代の要請に即し、社会的な関心事に応えるものであり、市場の公平な競争の維持と事業者の正当な権利の保護を目指している法治の基盤を固めてきた。

1993年に、同法の公布は中国の市場競争に関する法律体系の確立を象徴するものだった。当時は社会主義市場経済体制の確立初期であり、中国はまだWTOに加盟しておらず、『独占禁止法』や『入札法』などの関連法律も制定されていなかった。そのため、同法は当時の中国において、市場競争秩序を規範する「基本法」として位置づけられ、混同行為や商業賄賂といった伝統的な不正競争行為への規制のみならず、抱き合わせ販売やダンピングなどの優越的地位の濫用行為、さらには入札談合などの違法な経営行為の禁止まで、多角的な使命を担っていた。このように、特定の歴史的段階において市場秩序の安定に重要な役割を果たしてきた。

2017年に、同法の初めての体系的な改正が完成された。まず、『独占禁止法』や『入札法』で重複規定した抱き合わせ販売、ダンピング、入札談合に関する規定を撤廃した。また、インターネット新業態の勢いに合わせ、ネット環境における不正な経営行為を禁じる条項を新設した。さらに、商業賄賂に関する条項を調整し、取引機会や競争上の優位性を得る目的を明確し、収賄者の範囲を限定することで、正当な競争と商業賄賂の区分を明らかにした。

2019年の改正は、営業秘密の保護に焦点を当て、その定義を整備し、保護の範囲を拡大し、侵害の状況や責任主体を明確にし、法的責任を強化するとともに懲罰的賠償を導入した。また、特定の状況における立証責任の転換を規定し、権利者の立証負担を軽減することで、市場競争を規範化する新たなニーズに対応している。

中国経済の発展の深化に伴い、混同行為の複雑化や後を絶たない商業賄賂、不法なデータ収集、プラットフォームや大手企業による優越的地位の濫用といった不正競争行為が多発している。これらは事業者や消費者の正当な権利を侵害するのみならず、公平な市場秩序を乱し、高品質な市場経済発展を支える法治の基盤を揺るがしている。こうした背景を踏まえ、2025年に中国が同法を三度目となる改正に踏み切ったことは、明らかな現実的必要性と立

法の緊急性を備えており、中国の公平競争法体制を整備し、法治に基づく市場経済建設を推進するための重要な施策となる。

## 二、主要条項の改正および企業対応の注意すべき点の解説

### (一) 混同行為の規定を拡充

『反不正競争法（2025年）』の第七条には「他人の登録商標、未登録の著名商標を無断で企業名における屋号として使用し、または他人の商品名、企業名（略称、屋号等を含む）、登録商標、未登録の著名商標等を検索キーワードとして設定し、他人の商品であるまたは他人と特定の関連性があるとの誤認を生じさせる場合には、前項に定める混同行為に該当する。」という内容を新設している。この条項により、次の二つの混同行為が明確に規制された。(1) 他人の登録商標や著名商標を企業名における屋号として無断で使用する行為。(2) 他人の商業的標識を検索キーワードとして設定する行為。

第一に、商標を屋号として使用する模倣行為に関しては、長年にわたり商標法と反不正競争法の適用に関する争いが存在していた。2019年改正の『商標法』第五十八条で、この行為は『反不正競争法』に従って処理することが明確された。そのため、『反不正競争法（2025年）』では、この行為を正式に不正競争規制の範囲に含め、以前の法律適用の混乱問題を解決し、司法実務に明確な指針を提供するとともに、商標権者の合法的権益をより十分に保護することになる。

第二に、インターネット産業の発展に伴い、検索キーワードの「隠れた使用」（バックグラウンドで他人の商業的標識をキーワードとして設定し、フロントエンドでは直接表示しない手法）が一般的なマーケティング手法となっている。過去の多くの裁判例では、こうした行為は商標権侵害と認定されないものの、通常は不正競争行為として扱われてきた。今回の改正は司法判例と一致しており、この行為を不正競争行為に明確に含めることで、関連する案件の審理に明確な法的根拠を提供している。

企業としては、以下の二つのコンプライアンス対策を重点的に実施する必要がある。一つは、会社設立時に十分な名称調査を行い、他者の登録商標や未登録の著名商標を屋号として使用することを回避する対策である。もう一つは、検索プラットフォームを利用したマーケティング活動を展開する際、キーワードのコンプライアンス審査メカニズムを確立し、使用予定の検索キーワードを厳格にスクリーニングし、他社の商品名、屋号、登録商標、未登録

の著名商標等を検索キーワードとして使用しない対策である。さらに、権利保護の方面から、もし自社の商標を他社が屋号として使用していたり、自社の商標、商品名、屋号等を検索キーワードとして使用したりしている事実を発見した場合には、反不正競争法に基づき権利を主張し、当該企業に違法行為の是正を求める対策である。

## （二）収賄行為の規制強化

『反不正競争法（2025年）』第八条には「前項に定める組織および個人は賄賂を受け取ってはならない。」という内容を新設している。さらに、同法第二十四条に、収賄行為に対する罰則も強化された。これらの新たな規定は、従来の反不正競争法において贈賄側のみを処罰し、収賄側を処罰しない規制上の不備を効果的に解消しており、あらゆる形態の商業賄賂への取り締まりに有利である。今回の改正により、監督機関は贈賄行為のみならず、収賄行為に対しても査察を行い、行政処罰を下すことができるようになった。

企業としては、贈賄行為を根絶するだけでなく、収賄行為の防止も不可欠である。特に従業員へのコンプライアンス教育を徹底し、反商業賄賂に関する規程を制定する上で、贈収賄に関与した者には厳正な懲罰を下す体制を構築すべきである。

## （三）不正な懸賞付販売に該当する規定を拡充

『反不正競争法（2025年）』第十一条には、不正な懸賞付販売に該当する条件を一つ新設しており、すなわち、「懸賞付販売活動の開始後、設定した懸賞の種類、景品交換の条件、賞金の金額または賞品等の懸賞付販売の情報を正当な理由なく変更する。」と規定している。実際には、2020年に施行された『販売促進行為の規範化に関する暫定規定』第十三条において、すでに事業者は懸賞付販売を行う前に懸賞の種類、景品交換の条件、賞金の金額または賞品等の懸賞付販売の情報を公布し、変更してはならないと明確に規定された。今回の『反不正競争法（2025年）』は、この行為を法律レベルで規制対象に組み入れることで、事業者が独断で懸賞付販売情報を変更することへの監督体制をさらに強化したことになる。

『反不正競争法（2025年）』第十一条第二項の規定によれば、「正当な理由」がある場合には懸賞付販売情報の変更が可能と思われるが、「正当な理由」については現時点で明確な解釈が示されていない。一方で、『販売促進行為の規範化に関する暫定規定』第十三条では、「消費者に有利となること」を懸賞付販売情報の変更における免責条件として定めている。したがって、合理性の観点から見れば、「消費者に有利となること」は情報の変更条件における「正当な理由」とされることができるとと思われる。

企業としては、懸賞付販売を実施する際に、事前の十分な検討を経て、懸賞の種類、景品交換の条件、賞金の金額または賞品等の懸賞付販売の情報といった詳細を確定する必要がある。これらの情報は一度公布した後はできるだけ変更を行わないが、やむを得ない事情で変更が生じる場合には、消費者に有利な変更をしなければならない。

#### (四) 不正なデータ収集行為の規制強化

『反不正競争法（2025年）』は第十三条第三項を新設しており、すなわち、「事業者は、詐欺、脅迫、技術的管理措置の回避または破壊等の不正な手段により、ほかの事業者が合法的に保有するデータを取得、使用して、ほかの事業者の合法的な権益を侵害し、市場の競争秩序を乱してはならない。」という内容を新設している。

近年、中国はデータおよび情報セキュリティに一段と注目が高まっており、『サイバーセキュリティ法』・『データセキュリティ法』・『個人情報保護法』といった関連法律が相次いで施行された。しかし、実務においては、データ安全を侵害する行為の最終的目的は不正競争を実施するケースが多いと思われ、『反不正競争法（2025年）』に盛り込まれた新規定は、このような悪質な競争を抑制し、データセキュリティを保護する法律体制をより一層完備することを目指している。

企業としては、常に法令遵守を前提とした経営を堅持し、他事業者のデータを不正に取得してはならない。同時に、自社データがほかの事業者に不正に取得されないよう、十分な保護措置を講じる必要がある。企業内部において、データセキュリティ保護に関する制度を整備し、セキュリティ技術を導入してデータ漏洩を防止するとともに、定期的に従業員に対する研修を実施し、従業員のデータセキュリティ保護意識を向上させなければならない。

#### (五) プラットフォームにおける経営行為の規制強化

第一に、『反不正競争法（2025年）』の第十三条第三項には、「事業者は、プラットフォームのルールを濫用し、直接または他人に指示して、ほかの事業者に対して虚偽の取引、虚偽の評価または悪意のある返品等の行為を実施し、ほかの事業者の合法的な権益を侵害し、市場の競争秩序を乱してはならない。」と規定している。インターネット経済の発展の深化に伴い、オンラインプラットフォームを通じた製品販売は中国における主要な手法の一つとなった。しかし近年、事業者がプラットフォームのルールを濫用して競合他社の名誉を損ない、不当な競争優位性を得ようとする行為が後を絶たない。その典型的な事例としては、悪意のある大量注文後の返品や、組織的な虚偽の評価の投稿などがよく見られる。この条項は、

プラットフォーム販売分野で長年の課題となっている「虚偽の注文操作」や「職業的悪評」といった顕著な問題に的確に対応するものであり、プラットフォーム販売における競争秩序の規範化に向けた明確な法的指針を提供している。

企業としては、合法的な経営を徹底すべきであり、プラットフォームの返品ルールや評価ルールを濫用してはならず、虚偽の取引や評価、悪意のある返品を行ってはならず、他事業者の商業的信用を損なうことを目的としてはならず、かつ、いかなる第三者にもこのような行為を唆してはならない。また、もし他事業者が自社にこのような行為を行った場合、反不正競争法の規定に基づき監督機関に通報することで、自社の正当な権利と利益を保護することができる。

第二に、『反不正競争法（2025年）』の第十四条には、「プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内の事業者に対して、その価格設定ルールに従って原価を下回る価格で商品を販売するよう強制または実質的に強制し、市場の競争秩序を乱してはならない。」と規定している。1993年の『反不正競争法』では、事業者が競合他社を排除する目的で原価を下回る価格で商品を販売することが禁じられることを規定していた。しかし、2008年に『独占禁止法』が施行された後、ダンピングが市場支配的地位の濫用行為として規制されるようになったため、『反不正競争法』で重ねて規定する必要性が低くなったので、2017年に『反不正競争法』を改正した時にダンピング禁止に関する条項は削除された。ところが、プラットフォーム経済の発展に伴い、プラットフォーム事業者間の競争が激化し、競争力強化のために事業者に低価格販売を強制するケースが頻発している。「0元購入」や「巨額補助金」といった悪質なダンピング行為も散見されるため、こうした不正競争を阻止するため、今回の改正ではプラットフォーム事業者がプラットフォーム内の事業者に原価割れ販売を強制することを禁止し、かつ罰則規定を設けており、違反した事業者は最高額200万円の罰金が科される恐れがある。

プラットフォーム事業者は、価格設定やプロモーションのルールを策定する際、公平性と合理性を維持することに注意しなければならない。プラットフォーム内の事業者に対し、原価を下回る価格での販売を強制してはならず、また、補助金の提供や景品付帯などの手段を通じて、間接的に原価割れ販売を強いることもできない。必要に応じて、「本ルールが適用されることでプラットフォーム内の事業者からの販売価格が原価を下回る結果となる場合は、本ルールを適用しない」といった除外規定をプラットフォーム規約に盛り込んだほうがよいと思われる。

## (六) 大企業による優越的地位の濫用行為の禁止

『反不正競争法（2025 年）』の第十五条には、「大企業等の事業者は、自身の資金、技術、取引ルート、業界における影響力等の優越的地位を濫用して、中小企業に対し、明らかに不合理な支払期限、支払方法、条件および違約責任等の取引条件を要求し、中小企業に対する商品、工事、サービス等の代金の支払いを遅らせてはならない。」と規定している。

中小企業は市場経済の重要な構成部分ですので、中国経済の発展の深化に伴い、中小企業の合法的權益保護はますます重視されるようになった。2017 年に改正された『中小企業促進法』では、大企業が中小企業に対する代金の支払いを遅らせることは明文で禁じられている。さらに、2025 年に改正された『中小企業代金支払保障条例』では、大企業が中小企業に不合理な取引条件を要求することも明文で禁じられた。今回の改正では、大企業が優越的地位を濫用することを禁じる条項が追加され、中小企業の權益保護が一層強化されるとともに、大企業による不正競争行為の防止が図られている。同時に、大企業の優越的地位の濫用に対する罰則条項も追加され、優越的地位を濫用した大企業に対しては、最高額 500 万元の罰金が科される恐れがある。

『反不正競争法（2025 年）』は、大企業と中小企業の区分基準について明確な解釈がなされていない。これについては、『中小企業規模の区分基準規定に関する通知』（工信部聯企業〔2011〕300 号）や『統計上の大中小零細企業区分方法（2017 年）』などの規定に記載されている大企業と中小企業との区分基準を参照して判断することができる。また、『反不正競争法（2025 年）』における「明らかに不合理」についても具体的な解釈は示されておらず、今後、管轄当局が実施細則を制定してこれを明確化する必要がある。

今回の改正で追加された優越的地位の濫用禁止行為は、『独占禁止法』が定める市場支配的地位の濫用禁止と重複することがある。もし大企業が同時に市場支配的地位を有する場合、その地位を濫用して取引相手に不合理な条件を付加する行為は、『独占禁止法』への違反にも該当することになり、注意すべきである。

企業としては、大企業と中小企業の区分基準に照らして自社が大企業に該当するか否かを判断すべきである。大企業に該当する場合は、中小企業との間で締結している各種契約を整理し、特に支払期限、支払方法、条件および違約責任に関する条項を重点的に審査し、不合理な内容を速やかに修正し、それら条項の公平性と合理性を確保する必要がある。一方、中小企業においては、大企業から不合理な取引条件の付加を強要された場合は、反不正競争法の規定を活用して交渉することができ、また、自らの正当な權益を守るために、必要な場合には監督機関に通報することもできる。

## (七) 不正競争行為への監督措置の強化

第一に、「事情聴取」制度を法的の調査措置の一つとする。『反不正競争法（2025年）』の第十八条によると、事業者に本法規定違反の疑いがある場合には、監督検査部門は当該事業者の関係責任者に対して事情聴取を行い、状況説明、改善措置の提出を要求することができる。「事情聴取」制度は、法執行機関に対して柔軟かつ効率的で、対立性の少ない行政介入手段を提供し、高コストのかかる正式な立件調査を回避することができる。もし事業者が事情聴取において速やかに状況を説明し、改善の約束を履行すれば、その後の立件調査や行政処罰のリスクを避けられる見込みである。

企業としては、監督機関から事情聴取を受けたということは、自社に反不正競争法違反の疑いがあることを証明できる。したがって、企業はただちに内部調査を実施して関連状況を確認し、監督機関へ状況を説明するとともに、問題の是正や改善に向けた措置を講じる必要がある。また、企業責任者が事情聴取において述べたことは監督機関に記録され、その後の行政法執行手続きや司法手続きにおける証拠として採用される可能性があるため、企業は内部事実確認後には速やかに法律の専門家に意見を求め、監督機関への陳述方案を策定し、不利な証拠を残さないよう注意する必要がある。

第二に、プラットフォーム事業者は公平競争体制を築くことを要求される。『反不正競争法（2025年）』の第二十一条によると、プラットフォーム事業者は、プラットフォームサービス契約書および取引規則においてプラットフォーム内の公平な競争のルールを明示し、不正競争の通報・苦情申し立ておよび紛争処理の仕組みを確立する必要であり、プラットフォーム内の事業者による不正競争行為を発見した場合には、速やかに必要な処理措置を講じ、監督検査部門に報告する必要がある。当該条項は、プラットフォーム事業者による公平な競争のカバナンス責任を法的に設定したものである。これにより、プラットフォーム事業者は「受動的な規制対応」から「能動的なガバナンス義務の履行」へと転換することを促す。また、プラットフォーム内における事業活動管理の利便性を活かし、不正競争行為への対応効率を向上させることを目指している。

プラットフォーム事業者にとって、まず自社のプラットフォームサービス契約や取引ルールを審査し、公正な競争に関する規則を追加・整備した上で、あらゆる形態の不正競争行為を明示的に禁止する必要がある。次に、通報・苦情申し立ておよび紛争処理の仕組みを確立し、その通報・苦情申し立てを受け付けるホットラインやメールアドレスを公開するとともに、対応を担う専門部署や担当者を配置しなければならない。また、処理記録を適切に保存し、規定に従って監督機関へ報告を行う体制を整えたほうがよいと思われる。

## (八) 一部の罰則措置の調整

第一に、今回の改正では、混同行為の実施を幫助したこと、違法製品を販売したことに対する罰則が強化されている。『反不正競争法（2025年）』の第二十三条によると、他人の混同行為の実施を幫助した場合、または混同行為に関する違法商品を販売した場合は、違法行為の是正の命令、違法商品の没収、罰金などの行政処罰を受ける恐れがある。また、同条項は、違法商品を販売した場合の免責条件を規定しており、すなわち、販売者が販売した商品が違法商品であることを知らず、その商品を合法的に取得したことを証明し、その供給元を明らかにできる場合には、監督検査機関は販売停止を命じるものの、行政処罰を行わない。

企業としては、他人の混同行為の実施を幫助してはならず、かつ自社仕入商品の審査を強化するとともに、混同行為が認められる商品の調達を拒否しなければならない。また、商品の調達にあたっては書面による売買契約を締結し、契約でサプライヤーからの商品が第三者のいかなる権利も侵害していないことを保証することを記載すべきである。そうすることで、将来的に当該商品が混同行為に関わったとしても、企業側はそれが違法品であることを知らなかったと証明でき、かつ商品の供給者を特定することが可能となる。

第二に、今回の法改正では、商業賄賂に対する処罰措置が大幅に調整された。『反不正競争法（2025年）』の第二十四条によれば、収賄に対する罰則が新設されているほか、罰金の最高額が500万元に引き上げられている。商業賄賂に対する処罰措置の調整において関連する個人への罰則を強化したことが最大の変化である。すなわち、事業者の法定代表者、主要な責任者、および直接の責任者は賄賂行為の実施に対して個人的な責任があり、または個人が賄賂を受け取った場合、監督検査部門は違法所得を没収し、100万元以下の罰金を科すことができる。

企業としては、国家による商業賄賂への規制が厳格化し、罰則も強化されている現状を踏まえ、あらゆる形態の商業賄賂を根絶すべきである。経営幹部に対して「個人責任のリスク警告」に関する特別研修を実施し、商業賄賂がもたらす深刻な影響を認識させたほうがよいかと思われる。また、企業の法定代表者や主要な責任者は、法律意識の向上に努め、日常的な事業活動への監督を強化しなければならない。部下から提出された商業賄賂に関わるあらゆる提案は否決するとともに、その不正行為を発見した場合にただちに制止しなければならない。

## (九) 域外適用効力の明示

『反不正競争法（2025年改正）』の第四十条には、「中華人民共和国域外で本法に定める不正競争行為を実施し、国内市場の競争秩序を乱し、国内の事業者または消費者の合法的

な権益を害した場合には、本法および関係法律の規定に従って処理する。」と規定している。この条項は、反不正競争法の域外適用効力を確立するものである。これにより、外国企業が反不正競争法で規定される混同行為、商業賄賂、虚偽宣伝、営業秘密の侵害などの不正競争行為を行い、中国国内の市場競争秩序を乱した場合には、中国の監督管理機関による調査や処罰の対象となる恐れがある。

反不正競争法の域外適用の効力に基づき、外国企業が中国国内市場に関わる経営判断を行う時、中国法違反のリスクを回避や軽減するために、中国の法律専門家のアドバイスを仰ぎ、自社行為の合法性を十分に検証したほうがよいと思われる。また、もし中国国内の企業が外国企業による不正競争行為で不利益を被った場合には、自らの正当な権益を守るため、中国の監督機関へ通報することができる。

### 三、終わりに

反不正競争法への今回改正により、同法はインターネット経済が急速に発展する中国の市場現状により対応したものとなった。混同行為や商業賄賂に関する規定の追加・修正を経て、同法の体系はより完備された。改正後の同法は、中国の市場競争秩序を十分に保護し、経済の持続的かつ安定的な発展を支える役割を果たすことが期待される。